第8章　高校生への支援

（担当：豊富町教育委員会　TEL82－1355）

豊富町修学資金貸付

豊富町では、大学（短期大学を含む）及び修学年限が2年以上の町長が認める専門学校に在学する学生で、経済的理由により修学が困難な者に対し、修学に必要な資金を貸付けいたします。

（担当：豊富町教育委員会　TEL82－1355）

豊富高等学校資格検定料の助成

豊富高等学校の生徒が、在学中に受検する資格検定試験の検定料を全額助成いたします。助成を受けようとする生徒の保護者は、町が定めた申請書を豊富高等学校へ請求してください。

豊富高等学校入学生への制服費等の助成

豊富高等学校へ入学（転編入を含む）する際に、豊富高等学校が指定する制服等の購入費用を全額助成いたします。

また、BYODによる1人1台の情報端末を活用した授業が始まっていることから、入学時に購入した情報端末の購入費用の一部を助成いたします。

（お問合せ先：各高等学校、関係機関）

高等学校等就学支援金

平成26年4月から国公私立問わず、高校等の授業料の支援として「市町村民税所得割額」が一定の金額未満の世帯に「就学支援金」が支給されます。

「就学支援金」を受け取るには、課税証明書（市町村民税所得割額が記載されたもの）と申請書の提出が必要です。

その他の奨学金制度

高校・大学や短期大学、専門学校等への進学等への支援制度として、地方自治体の奨学金、日本学生支援機構の奨学金、民間の奨学金、学校独自の奨学金などがありますので、各関係機関もしくは学校等へお問合せください。

（担当：役場　保健推進課　保険給付係　TEL73－1340）

医療費の助成制度

①乳幼児等医療費の助成：4ページ参照
②重度心身障害者医療費の助成：28ページ参照
③ひとり親家庭等医療費の助成：29ページ参照

（担当：役場　町民課　子ども係　℡73－1036）

児童手当等

①児童手当：3ページ参照
　児童手当は、高校生年代（18歳到達後最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に支給されます。

②児童扶養手当：29ページ参照
　ひとり親となった家庭の生活の安定、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給されます。